



今回のお悩み

写真や動画を“当たり前”のようにネット上にアップしたり、
ダウンロードしたりするけど、本当に大丈夫かな…
子どもがトラブルに巻き込まれないためにどう伝えたらいい?

お答え
します!

この2つのポイントを、お子さんに伝えてください

- 写真や動画などには「著作権」があります
他の人がネット上にアップしたモノは勝手に使わないようにしましょう
- 投稿前に「一度ネットに載せたものは永遠に残ることもあること」を意識しましょう



ネットに写真や動画を投稿すること

インターネットのサイトやSNSはたくさんの画像や文章、動画で構成されていますが、それらには必ず作った人や撮った人がいて、その人が著作権を持っています。著作権についてきちんと知ろうとすれば大人でも難しいものですが、子どもたちにわかりやすく説明するにはどのようにすればよいでしょうか。

簡単に言えば、「いろいろなサイトを見るのはいいけれど、誰かが作ったものを勝手にコピーしたり使ったりしてはいけない」ということになります。自分が作った作品や撮った写真を知らない人に勝手に使われたら誰でもいやな気持ちになると思います。その権利を定めているのが著作権なのです。

著作権の例外として、他人の作品であっても個人で楽しむために保存したり、学校の授業で使うことは一定の場合に認められているのでその線引きが難しいのですが、それ以外の使い方をする場合(例えば、自分のサイトやSNSに上げたり、パンフレットに使ったりするなど)は原則として著作権者(それを作った人)の許諾が必要になるわけです。

ネット上の情報は簡単に保存ができるので、「ネットに上がっているものは何でも使っていい」と考えている子どもは案外多いと思いますが、「人のものを勝手に使ってはいけない」ということを小さいうちから教えておくことはマナーの面でも大事なことだと言えます。

最近は誰でもその場で撮った写真や動画をネット上に投稿することができるようになりました。自分が撮った写真や動画をアップするのは著作権的には問題はありませんが、今度は別の問題が潜んでいます。それは、「ネットに一度載せたものは永遠に消せずに残ることがある」ということです。何気なく撮った写真にも情報はたくさん含まれています。そのことも踏まえて子どもたちに「ネットにアップすることを踏みとどまる勇気」を持ち合わせてほしいと思います。



アドバイスしてくれた人

チェックフィールド株式会社 代表取締役
東京都eメディアリーダー

もくだい じゅんべい
目代 純平さん

主に中小・中堅規模法人向けのIT導入・運用コンサルティング、運用管理代行を中心 にIT環境を総合管理する傍ら、小中学生や保護者、先生方に対して「安全なケータイ・スマホ、インターネットの使い方」をメインテーマに講演やワークショップ活動を展開。2014年フジテレビ「ホンマでっか!?TV」に「ネット問題評論家」として出演。著書に「子どものための『ケータイ』ルールブック」(総合法令出版)などがある。その他にもネット問題やセキュリティ、ITの活用に関するインターネットニュースや各種雑誌記事の執筆多数。

香川県教育委員会から保護者のみなさんへ

子どもたちの悩みから考えてみましょう

令和6年度香川県教育委員会調べ

| 小学生(4~6年) | | 中学生 | |
|-----------|------------|-----|------------|
| 1位 | 視力の低下が気になる | 1位 | 視力の低下が気になる |
| 2位 | 寝不足 | 2位 | 勉強に集中できない |
| 3位 | 返事がないと不安 | 3位 | 寝不足 |

長時間利用等、子どもたちの生活習慣や健康への影響も心配です。子どもがスマホ等を使うときには、30センチ以上離して、30分程度に1回は休憩を取る、部屋を十分に明るくするなどの対策をしましょう。

また、屋外で活動することもよいといわれています。休みの日には屋外で運動するのもいいですね。スマホやネット以外の楽しみをぜひ見つけましょう。



子どもの成長に合わせて、他律から自律へ

年齢が上がるにつれて少しづつ自分でルールを考えることができるようになっていき、いずれは自分で管理することになります。

子どもたちが自律していくよう、見守っていくことが大切です。

スマホの使い方チェックポイント

- スマホ・ゲームの利用時間について
- サイトやアプリ、オンラインゲームの名前
- サイトやアプリ、オンラインゲームの内容や使い方
- SNSやオンラインゲームのやり取りの相手



香川県内の相談機関

- 香川県教育センター 子育て電話相談 087-813-2040
子ども電話相談 087-813-3119
子どものネットトラブル相談 087-813-3850
- 香川県警察 少年サポートセンター 087-837-4970
中讃少年サポートセンター 0877-33-3015
- 香川県 消費生活センター 相談専用電話 087-833-0999